

【NEW】しらさぎホール施設使用料金表(2020.3.1～)

1. 基本使用料金

(単位:円)

使用区分					時間区分		①	②	③	④	⑤	⑥
							午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	平 日	入場料等を徴 収しない場合	一般使用の場合		7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	31,000		
			営利又は宣伝を目的とする場合		14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000		
		入場料等を徴 収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	8,000	12,000	17,000	20,000	29,000	37,000		
				入場料等1,000円を超え 3,000円以下	9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000		
				入場料等3,000円を超える	11,000	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000		
			営利又は宣伝を 目的とする場合	入場料等1,000円以下	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000		
				入場料等1,000円を超え 3,000円以下	18,000	25,000	35,000	43,000	60,000	78,000		
				入場料等3,000円を超える	21,000	30,000	42,000	51,000	72,000	93,000		
	土、日曜日 又は休日	入場料等を徴 収しない場合	一般使用の場合		9,000	14,000	19,000	23,000	33,000	42,000		
			営利又は宣伝を目的とする場合		18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000		
		入場料等を徴 収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	11,000	17,000	23,000	28,000	40,000	51,000		
				入場料等1,000円を超え 3,000円以下	12,000	18,000	25,000	30,000	43,000	55,000		
				入場料等3,000円を超える	14,000	21,000	29,000	35,000	50,000	64,000		
			営利又は宣伝を 目的とする場合	入場料等1,000円以下	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000		
				入場料等1,000円を超え 3,000円以下	23,000	35,000	48,000	58,000	83,000	106,000		
				入場料等3,000円を超える	27,000	42,000	57,000	69,000	99,000	126,000		
楽屋1（ 2帖2人）					200	300	400	500	700	900		
楽屋2（ 4.5帖 和室）					200	300	400	500	700	900		
楽屋3（ 6帖6人）					400	600	900	1,000	1,500	1,900		
楽屋4（12帖12人）					600	800	1,300	1,400	2,100	2,700		
主催者控室					300	500	700	800	1,200	1,500		
シャワー室					500	500	500	500	500	500		
多目的室（75人）			一般使用の場合		1,400	2,100	3,200	3,500	5,300	6,700		
			営利又は宣伝を目的とする場合		2,800	4,200	6,400	7,000	10,600	13,400		
研修室（1）（20人）			一般使用の場合		800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600		
			営利又は宣伝を目的とする場合		1,600	2,200	3,400	3,800	5,600	7,200		
研修室（2）（25人）			一般使用の場合		800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600		
			営利又は宣伝を目的とする場合		1,600	2,200	3,400	3,800	5,600	7,200		
研修室（3）（8人）			一般使用の場合		400	600	900	1,000	1,500	1,900		
			営利又は宣伝を目的とする場合		800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800		
和室A（15帖）			一般使用の場合		400	600	900	1,000	1,500	1,900		
			営利又は宣伝を目的とする場合		800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800		
和室B（21帖）			一般使用の場合		600	800	1,300	1,400	2,100	2,700		
			営利又は宣伝を目的とする場合		1,200	1,600	2,600	2,800	4,200	5,400		
和室A+B			一般使用の場合		1,000	1,400	2,200	2,400	3,600	4,600		
			営利又は宣伝を目的とする場合		2,000	2,800	4,400	4,800	7,200	9,200		
まちのギャラリー			一般使用の場合		300	400	600	700	1,000	1,300		
			営利又は宣伝を目的とする場合		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600		
屋外ステージ			一般使用の場合		1,000	1,100	1,300	2,100	2,400	3,400		
			営利又は宣伝を目的とする場合		2,000	2,200	2,600	4,200	4,800	6,800		

2. 備考

- ① 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- ② 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- ③ 使用の許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 時間区分① 時間区分①の使用料の10分の3の額
 - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の使用料の10分の3の額
 - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の使用料の10分の3の額
- ④ ホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合には、当該使用区分に係る時間区分の使用料の2分の1の額とする。冷暖房料金は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)につき、使用料金に加算する。
- ⑤ 冷暖房時の使用料については、ホールにあっては1時間(使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき1,000円、その他の施設(主催者控室、シャワー室及び屋外ステージを除く。)にあっては当該施設使用料の10分の3の額を加算する。